

日常生活用具給付等事業

《対象者》

・別表の「対象要件」欄に掲げる重度障害者（児）等
別表第1（第3条、第4条、第7条関係）

《障害者手帳所持者等》

種目	品目	基準単価	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	18歳以上
	特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害1級の身体障がい者（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	18歳以上
			下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上18歳未満
			重度又は最重度の知的障がい者（児）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害1級の身体障がい者（児）（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上
	体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障害2級以上身体障がい者（児）	介護者が障害者（児）を移乗させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	3歳以上
	訓練いす （児のみ）	33,100円	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	3歳以上18歳未満
	訓練用ベッド （児のみ）	159,200円	下肢又は体幹機能障害2級以上身体障がい児	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯しているもの	8年	学齢児以上18歳未満
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	下肢又は体幹機能障がい者（児）であって入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり	8年	3歳以上

			住宅改修を伴うものを除く。※用具の種類が異なれば、合計 90,000 円を上限とし、複数回申請可。また耐用年数経過等によって、決定している用具と同じ用具を希望する場合についても、他の決定している用具と合計で 90,000 円を上限とする。		
便器	便器 4,450 円 ※手すり 5,400 円 ※手すりをつける場合に加算できる金額	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障がい者 (児)	障害者 (児) が容易に使用し得るもの (手すりをつける場合も含む。) ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上
頭部保護帽	39,000 円	平衡機能、下肢若しくは、体幹機能障がいを有する身体障がい者 (児) 又はてんかんと診断された者であって、それぞれ必要と認められる者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの	3 年	年齢制限なし
歩行補助つえ (T 字状、棒状のつえで一本のもの)	3,150 円 ※夜光材付は、500 円 (全面夜光材とした場合は 1,300 円) を加えるものとする。また、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 300 円を加えるものとする。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい者 (児)	障害者 (児) の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	3 年	3 歳以上
移動、移乗支援用具	60,000 円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者 (児) で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 障害者 (児) の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> <p>※用具の種類が異なれば、合計 60,000 円を上限とし、複数回申請可。また耐用年数経過等によって、決定している用具と同じ用具を希望する場合についても、他の決定している用具と合計で 60,000 円を上限とする。</p>	8 年	3 歳以上
特殊便器	151,200 円	上肢障害 2 級以上の身体障がい者 (児) 及び重度又は最重度の知的	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの及び知的障害者 (児) を介護している者が容易に使用し得る	8 年	学齢児以上

			障がい者（児）で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	もので温水温風を出し得るもの。ただし取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な者（ただしそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	年齢制限なし
	自動消火器	28,700円	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な者（ただしそれぞれ火災発生の感知及び避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8年	年齢制限なし
	電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上の身体障がい者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6年	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの。	10年	学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	聴覚障害2級の身体障がい者（児）（聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる世帯）	音、音声等を視覚、触覚等により感知できるもの。（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。）	10年	年齢制限なし
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害3級以上の身体障がい者（児）で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	3歳以上
	ネブライザー（吸入器）	36,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であって、必要と認められる者	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上
	電気式たん吸引器（充電器タイプ・	56,400円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者（児）であっ	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	3歳以上

	コンセントタイプ)		て、必要と認められる者			
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	年齢制限なし
	視覚障がい者用体温計(音声式)	9,000円	視覚障害2級以上の身体障害者(児)(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	視覚障がい者用体重計	18,000円	視覚障害2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	医療機器用発電装置	120,000円	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの	外出時又は緊急時に医療用機器を正常に作動させる動力源となるもの	5年	年齢制限なし
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者(児)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	情報・通信支援用具	100,000円	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2級以上の身体障がい者(児)(周辺機器や支援ソフトを使わなければパソコンの利用が困難な者に限る。)	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトでおおむね次のようなもの 視覚障害者用 ア 画面音声化ソフト(入力文字及び画面の文字を音声化するもの) イ 画面拡大ソフト(強度の弱視者に文字等を拡大するもの) 上肢機能障害者用 ア インテリキー(コンピュータへの入力を容易にするもの) イ ジョイスティック(コンピュータの操作を容易にするもの) ※用具の種類が異なれば、合計100,000円を上限とし、複数回申請可。また耐用年数経過等によって、決定している用具と同じ用具を希望する場合についても、他の決定している用具と合計で100,000円を上限とする	5年	学齢児以上
	点字ディスプレイ	383,500円	視覚障がい者及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害者2級)の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
	点字器	11,000円	視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	標準型7年	学齢児以上

	※点筆を含む 価格			携帯型 5年	
点字タイプ ライター	63,100円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）。（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。）	障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	学齢児 以上
視覚障がい 者用ポータ ブルレコー ダー	録音再生機 85,000円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAIZY方式による録音並び当該方式による記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢児 以上
	再生専用機 35,000円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAIZY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢児 以上
視覚障がい 者用活字文 書読上げ装 置	99,800円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	学齢児 以上
視覚障がい 者用拡大読 書器	198,000円	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児 以上
視覚障がい 者用時計 （音声式）	13,300円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）であって、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	学齢児 以上
視覚障がい 者用時計 （触読式）	10,300円	視覚障害2級以上の身体障がい者（児）	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	学齢児 以上
聴覚障がい 者用通信装 置	40,000円	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障害を有する身体障がい者（児）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	学齢児 以上
聴覚障がい 者用情報受 信装置	88,900円	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	3歳以 上

人工喉頭	笛式 5,250 円 ※気管カニューレ付とした場合は3,300 円増しとする。	喉頭を摘出した者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4 年	年齢制限なし
	電動式 74,000 円	喉頭を摘出した者	顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5 年	年齢制限なし
福祉電話	83,300 円	難聴者又は外出困難な身体障害者(児)(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし
ファックス	7,700 円	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の身体障害者(児)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし
視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	1,030,000 円	視覚障がい者(児)	編集、構成機能を有し、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成および音声化ができるもの	—	学齢児以上
点字図書	一般図書の購入価格相当額との差額(年間6タイトル、又は24巻を限度とする。)	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書。ただし月刊や週間等で発行される雑誌を除く	—	年齢制限なし
人工内耳体外装置	200,000 円	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障がい者(児)で、現に装着している体外装置が5年以上経過しているもの	人工内耳用音声信号処理装置、マイクロホン、送信コイル、送信ケーブル、マグネット及び接続ケーブル等で対象者が容易に使用し得るもの	5 年	年齢制限なし
人工内耳用電池	月額2,000 円 (年額24,000 円)	人工内耳埋込手術を受けている聴覚障がい者(児)	人工内耳体外装置に適合する電池又は充電電池	—	年齢制限なし
排泄管理支援用具	ストーマ装置 ○消化器系 1か所当たり 月額10,000 円 ○尿路系 1か所当たり 月額13,000 円 ※ストーマ用品及び洗腸用具を含む価格	人工肛門又は人工膀胱造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋又は密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもので、障害者(児)が容易に使用し得るもの	—	年齢制限なし

	紙おむつ等	月額 13,000 円	脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示困難な者。治療によって軽快の見込のないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装具を装着できない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害（又は排便機能障害）のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者	紙おむつ・サラン・ガーゼ等衛生用品で、障害者（児）の使用に適したもの	—	3 歳以上
	収尿器	9,000 円	高度の排尿機能障害の者であって、脊髄損傷等による排尿障害（常時失禁）のあるもの	尿の逆流防止装置があるものとする。	1 年	年齢制限なし
住宅改修費	居室生活動作補助用具	200,000 円	次のいずれかに該当する者 ア 下肢、体幹機能障害 3 級以上の者（児） イ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者（児）であって、障害等級 3 級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢 2 級以上の者）	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。対象となる住宅改修費の範囲は次に掲げるものの購入費及び改修工事費とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	1 人 1 回	学齢児以上

別表第 2（第 3 条、第 4 条、第 7 条関係）

《難病患者関係》

種目	品目	基準単価	対象者	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000 円	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
	特殊マット	19,600 円	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
	特殊尿器	67,000 円	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5 年
	体位変換器	15,000 円	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させ	5 年

			る者	るのに容易に使用し得るもの	
	移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000円	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	便器	4,450円 ※手すり 5,400円 ※手すりをつける場合に加算できる金額	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	特殊便器	151,200円	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年
居室生活動作補助用具	居室生活動作補助用具	200,000円	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—